

藤沢市

# 地球温暖化対策設備等に関する補助事業

【藤沢市 環境部 ゼロカーボン推進課】

# 藤沢市の地球温暖化対策の2本柱

## 1 市単独で実施する地球温暖化対策にかかる補助事業

- 事業用太陽光発電システム（FIT売電）
- 電気自動車(EV)
- 燃料電池自動車（FCV）
- 電気自動車普通充電設備
- 電気自動車急速充電設備

## 2 国の重点対策加速化事業を活用した補助事業

- 事業用太陽光発電システム（自家消費）
- 事業者用蓄電池
- 高効率照明(LED)
- 高効率空調
- 高効率給湯



5年間  
限定

# 市単独で実施する地球温暖化対策にかかる補助事業

## 事業用太陽光発電システム（FIT売電型）

藤沢市では、地球温暖化対策として太陽光発電システム設置の推進を図るため、市内で所有する建物に太陽光発電システムを設置する事業者の方又はあらかじめ太陽光発電システムが設置された建物を購入する事業者の方に対し、その費用の一部を補助します。

**補助金額1件1,000,000円（補助対象経費の4分の1上限）**

### 補助対象経費

- |                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| (1) 太陽電池モジュール及び据付台 | (2) 接続箱            |
| (3) パワーコンディショナー    | (4) 分電盤            |
| (5) 余剰電力販売用電力量計    | (6) 配線、配線器具の購入及び据付 |
| (7) 設置工事に係る費用      |                    |

太陽電池の最大出力の合計値(kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨て)が1kW以上のシステムであるもの  
未使用品であるもの

# 市単独で実施する地球温暖化対策にかかる補助事業

## 電気自動車導入(EV)

藤沢市では、ガソリン車等に代わる次世代自動車である「電気自動車(EV)」の普及促進を図るために、導入する事業者や市民の方に費用の一部を補助します。

**補助金額1件50,000円**

自動車検査証の燃料の種類が「電気」のみの車両に限る(ガソリン併用は対象外)

## 燃料電池自動車導入(FCV)

藤沢市では、ガソリン車等に代わる次世代自動車である「燃料電池自動車(FCV)」の普及促進を図るために、導入する事業者や市民の方に費用の一部を補助します。

**補助金額1件150,000円**

自動車検査証の燃料の種類が「圧縮水素」の車両に限る

# 市単独で実施する地球温暖化対策にかかる補助事業

## 電気自動車普通充電設備

藤沢市では、ガソリン車等に代わる次世代自動車である「電気自動車(EV)」の普及促進を図るために、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車用の普通充電設備を設置する事業者の方に費用の一部を補助します。

### **補助金額1件150,000円（補助対象経費の全額補助）**

一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものの充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと

## 電気自動車急速充電設備

藤沢市では、ガソリン車等に代わる次世代自動車である「電気自動車(EV)」の普及促進を図るために、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車用の急速充電設備を設置する事業者の方に費用の一部を補助します。

### **補助金額1件500,000円（補助対象経費の5分の4上限）**

一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものの充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としないこと



# 国の重点対策加速化事業を活用した補助事業

## 事業用太陽光発電システム（自家消費型）

藤沢市では、自家消費型太陽光発電システム設置の推進を図るため、市内で所有する建物に自家消費型太陽光発電システム又はあらかじめ自家消費型太陽光発電システムが設置された建物を購入する事業者の方に対し、その費用の一部を補助します。

**補助金額** 50,000円×太陽電池モジュールの最大出力の合計値 or インバータ・保護装置の定格出力のいずれか低い方

太陽電池の最大出力の合計値(kW表示とし、小数点以下第3位を切り捨て)が10kW以上のシステムであるもの  
当該発電設備から得たエネルギーを50%以上自ら消費すること

未使用品であるもの

## 定置用リチウムイオン蓄電池

藤沢市では、自家消費型太陽光発電システム設置の推進を図るため、自家消費型太陽光発電システムへの補助を申請された場合に限り、定置用リチウムイオン蓄電池を設置する事業者又は定置用リチウムイオン蓄電池が設置された建物を購入する事業者に対し、その費用の一部を補助します。

**補助金額** 定置用リチウムイオン蓄電池の価格の3分の1補助

※定置用リチウムイオン蓄電池の価格(円/kWh)は、160,000円以下に限る

# 国の重点対策加速化事業を活用した補助事業

## 高効率設備（給湯機器・空調機器・照明機器）

藤沢市では、地球温暖化対策として電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を抑制するため、市内で所有する建物に高効率照明機器、高効率給湯機器又は高効率空調機器を設置する事業者の方に対し、その費用の一部を補助します。

## 補助金額

高効率給湯機器 上限1,000,000円（補助対象経費の2分の1補助）

高効率空調機器 上限1,000,000円（補助対象経費の2分の1補助）

高効率照明機器 上限なし（補助対象経費の2分の1補助）

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づく機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす(トップランナー基準達成機器)もの

経済産業省資源エネルギー庁所管「省エネルギー投資促進支援事業費補助金(Ⅲ)機器単位型(令和5年度補正予算)」において補助対象設備として登録・公表されているもの

機器改修前に比して30%以上の省CO2効果が得られるもの(給湯機器・空調機器)

調光制御機能を有するLED照明機器(照明機器)

未使用品であるもの

# 国の重点対策加速化事業を活用した補助事業

## 5年間の内訳（事業者向け補助）

	補助要件・対象		補助率/補助内容	交付限度額 (千円/5年間)	予定量 (5年間)	協調補助
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大出力合計値10kW以上</li> <li>FIT(固定価格買取制度)の認定を取得しない</li> </ul>	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に準ずる  (注)2	5万円/kW  ソーラーカーポートは1/3以内	234,875	2,720kW うちソーラーカーポート720kW 50Kw8件/年 + (カーポート合計240kW × 3件)	県補助併用可
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記太陽光発電設備の導入に伴うもの</li> </ul>		蓄電池の価格(円/kWh)※の1/3以内。 ※工事費込・税抜 (但し上限16万円/kWh × 1/3)	12,800	240kWh 12Kw4件/年	
高効率照明機器	【照明】 <ul style="list-style-type: none"> <li>調光制御機能を有するLEDに限る</li> </ul>		1/2以内	25,000	50件 50本10件/年	
高効率給湯機器	【給湯】 【空調】 <ul style="list-style-type: none"> <li>従来比30%以上の省Co2効果が得られるもの</li> </ul>		(照明を除き1件100万円を上限とする)	5,000	5件 7台1件/年	
高効率空調機器	など			25,000	25件 7台5件/年	
計				302,675		9

# 太陽光設備導入に向けたイメージ

## 市・県・国の事業者用太陽光発電設備への設置補助

県と国(市からの間接補助)の補助を併用すると…

**13万円/Kw**

産業用太陽光発電システムの平均設置費用  
 地上設置型 26.3万円/kW  
 屋根設置型 27.8万円/kW (工事費含む)  
ネット調べ

		自己所有		第三者所有 (PPA/リース)	
		FIT/FIP接続	自家消費 (接続なし)	FIT/FIP接続	自家消費 (接続なし)
市	事業者用 太陽光発電システム 設置費	補助対象経費の4分の1 100万円上限  (他自治体との併用可)	×	×	×
県	神奈川県自家消費型 再生可能エネルギー 導入費補助金	×	1 kWあたり <b>8万円</b> 「かながわ脱炭素チャレンジ中小 企業」は1kWあたり10万円!  (国補助金との併用可)	×	補助内容は自己所有同様  本補助事業をリース等により 実施する場合は、補助金の交 付を受ける者及び補助事業者 はリース事業者とする。
国 (市間 接補 助)	重点対策加速化事業 を活用した補助事業	×	1 kWあたり <b>5万円</b> 蓄電システム等の補助金額 は、蓄電池価格の1/3、 16万円/kWh以下	×	補助内容は自己所有同様  本補助事業をリース等により 実施する場合は、補助金の交 付を受ける者及び補助事業者 はリース事業者とする。 <sup>10</sup>

今後につきましても  
市民・事業者・行政が一体となって

+ 脱炭素 に取り組める環境整備を  
図ってまいります



(事務担当)

藤沢市役所 ゼロカーボン推進課

☎ 0466-50-8282

E-mail [fj-zeroc@city.Fujisawa.lg.jp](mailto:fj-zeroc@city.Fujisawa.lg.jp)